

# 西宮市総合計画審議会

## 第1部会（第2回）

日時：平成20年8月5日（火）

場所：西宮市役所東館大ホール

時間：13：30～16：15

川本部会長            それでは、ただいまより始めさせていただきます。

皆さん、お暑い中、どうもご出席ありがとうございます。

ただいまから、西宮市の総合計画審議会第1部会を開催したいと思います。

審議に先立ちまして、本日の委員の出席状況を事務局の方からご報告申し上げます。

田村総合計画担当グループ長            本日につきましては、13名の方にご出席いただいております。

川本部会長            それでは、13名ということで過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

審議が始まる前に行政の方からたくさん見えていますので、自己紹介をお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長            総会の際に自己紹介した者を除き、他の部局等から参っておりますものにつきまして簡単に自己紹介いたします。

福島市民局長            市民局長の福島です。よろしくお願いいたします。

事務局（市民総括室）            市民総括室の小網です。よろしくお願いいたします。

事務局（人権推進部）            人権推進部の小南です。よろしくお願いいたします。

事務局（啓発推進課）            啓発推進課の恵森です。よろしくお願いいたします。

事務局（文化まちづくり部）            文化まちづくりの森田です。よろしくお願いいたします。

事務局（秘書・国際課）            秘書・国際課の川俣です。よろしくお願いいたします。

事務局（人権教育推進グループ） 教育委員会人権教育推進グループの中井です。  
よろしく申し上げます。

事務局（学校人権教育グループ） 学校人権教育グループの木野村です。よろしく  
申し上げます。

事務局（学校人権教育グループ） 学校人権教育グループ人権教育チームの助野  
です。よろしく申し上げます。

川本部会長 それでは、ただいまから審議に入りたいと思います。

本日の審議項目ですが、前回の基本計画総論と各論の計画推進編の第2章についての  
審議が途中になっておりますので、その審議から行いたいと思います。そして、そ  
の後に各論の 1 から 5 までを順に審議したいと思いますので、効率的な審議をお  
願いいたします。

また、本日は場合により、前回にご了承いただきましたように、時間を延長した審  
議になることもございますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず事務局から資料の提出がありますので、ご説明よろしくお願いい  
たします。

田村総合計画担当グループ長 お手元に本日、資料を4点配らせていただい  
ております。また、前回ご欠席の委員さんには前回でお配りした総会時の資料の差し  
かえ分を置いておりますので、そちらの方もよろしくお願い申し上げます。

本日記らせていただきました資料は4点で、上の2点につきましては、他の部会で  
基本構想の審議をする中で求めがありました資料でございます。1点目が、基本構想  
の計画の実現に向けての「参画と協働の社会の実現」のところで、先般制定しました  
参画と協働の推進に関する条例につきまして求めがありましたので、提出させてい  
たきます。

また、2点目のA4の1枚物の資料がございます。西宮市課税標準額別納税義務者  
数推移でございます。こちらは基本構想の時代の潮流を審議する中で格差社会につい

てのデータということで資料請求があったものです。裏面は、就学補助事業の推移を載せております。

残り2点は、前回、第1回の部会の会議録と要点です。分厚いものが会議録になります。そしてその中の要点を原案の順にまとめたものが、意見要旨という資料になります。こちらの方はまた見ていただきまして、自分が言ったことと違うとか、追加してほしいという内容がございましたら、事務局の方までおっしゃってください。

資料につきましては、以上でございます。

川本部会長            それでは、前回の続きの審議をお願いいたします。前回、委員の方から質問が出されたところで終わっておりますので、まず市からの回答をお願いいたします。よつやさんは、いらっしゃらない。

田村総合計画担当グループ長            わかりました。それでは、よつや委員からご指摘をいただきました点は後にさせていただきます、他の方からいただきましたご質問についてお答えをいたします。

まず、重点プロジェクトにつきまして、多世代ふれあい事業の全市的な拠点施設は具体的な場所を考えているのかというご質問ですが、これにつきましては現在のところ場所は未定でございます。

そして、同じく重点プロジェクトで環境問題の取り組みのところで、太陽光発電パネルの設置は中学校も含むのかというご質問をいただいておりますが、こちらにつきましては、市立中学校ということで考えております。

そして、重点プロジェクトに関するご意見としまして、学校の校庭の芝生化を入れてもらいたいというご意見をいただいておりますが、これにつきましてはご意見として聞かせていただきます。

そして、同じく総論の部門別計画のところで、人権教育のための国連10年西宮市行動計画は、新たな計画を策定したことを踏まえた記述にすべきであるというご意見をいただいておりますが、そのご意見を踏まえて検討したいと考えております。

川本部会長       ご質問された方は、このようにお答えしていただいたことよろしいでしょうか。いかがでしょうか。またそれについて、ご質問とか、ご意見があればここで審議していただきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

八木（芳）委員       意見要旨の一番下に大変な誤りがある。「男女共同参画には男女同権も含むのか」というところです。これはちょっと言ったと思うのですが、男女平等の意味です。第3次の総計を読みましたら、「男女平等」が7回も出ています。男女平等というキーワードは絶対に載せないようにしていただきたい。男女平等という言葉はなく、男女同権ですから。男女平等は英語で言いようがないでしょう。どう訳するのですか。そういうことで省いていただきたいと申し上げたのです。

以上です。

川本部会長       今のご意見に皆さん、どうお考えになりますか。どうでしょうか。男女平等と同権ということに関して、皆さん何かご意見はございますか。

仲野委員       男女平等を除いていただきたいという趣旨がよくわからないのです。済みませんが、英語にないとはどういうことですか。

八木（芳）委員       人権において平等ということです。だから男女同権というのです。男女平等といったら誤解を招くのです。イコリティ イン ヒューマンライツですから人権において平等であり、男女平等というのは正しくない。男女同権が正しいと思います。

仲野委員       いまひとつわかりません。英語にないというのはどういうことでしょうか。イコリティというのはだめなのでしょうか。

八木（芳）委員       人権において同じと言えればいいですよ。

仲野委員       どういうふうに英語で表現なさるのですか。

八木（芳）委員       だから今言ったじゃないですか。

仲野委員       英語で言ってください。

八木（芳）委員       だから男女同権の訳はできるけど、男女平等の訳はできない

のです。そういう表現自体どう言うのですか。

仲野委員 　　だから、男女同権というのは英語で言えばどういうのですか。

八木（芳）委員 　　イコ－リティ イン ヒューマンライツ。イコ－リティ、平等という意味です。男女平等にしたら女性が得をするとは限らない。男性が得をするとも限らないし、誤解を招くだけです。

仲野委員 　　それはあなた様のご意見であって、私は意味がちょっと理解できないのですが。

八木（芳）委員 　　外国人に聞いてください。

仲野委員 　　アメリカに8年間いましたが、男女平等という言葉はよく使います。別に、イン ヒューマンライツと言わなくても、イコ－リティでいいし、それは問題なく政府のドキュメントでも言われていますので、ちょっと私の印象と感覚が違うと思います。

八木（芳）委員 　　省略しているのです。

仲野委員 　　省略しても通じるのであればいいのではないですか。通じているわけですから。英語にないという表現は誤りがあると申し上げているのです。

八木（芳）委員 　　公式用語で間違っただけを使うことはいけませんよ。

仲野委員 　　納得できないです。

八木（芳）委員 　　だから、英語でもヒアリングテスト、ヒアリングテストと長い間、言ってきましたが、今は変えていますでしょう。そういうことです。

仲野委員 　　ヒアリングテストと何の関係があるのか一切わかりません。ちょっと話が広がり過ぎだと思います。

八木（芳）委員 　　ヒアリングテストは耳鼻科で耳が聞こえるかどうかの検査です。それを英語の入学試験などで使うのはおかしいでしょう。それと同じようなことがまかり通って広がり過ぎるからです。

田村総合計画担当グループ長 　　今、いただきました意見要旨の「男女同権」と

いう表現は修正させていただきます。それと、よつや委員がお見えですので、前回によつや委員からいただきました質問の回答から入らせていただきます。

まず、基本計画総論のところの基本指標の人口につきまして、第3次総合計画において、将来人口推計値と実績値とが大きくずれてしまったことをどう考えているのかというご質問をいただいております。こちらにつきましては、第3次総合計画の人口推計を行うに当たりましては、平成7年の震災前後の非常に上下の差が激しいデータを使っております。したがって、予測自体が非常に困難であったところがございます。また、国勢調査人口を使っておりますので、平成7年の人口等は調査結果がないため、平成7年ではこれぐらいだろうという推計値を出してきて、それをもとに推計を行うという二重推計をしておりますので、狂いが生じたと考えております。

続きまして今回の50万9,000人という予測結果については財政面でありますとか、住環境や社会全体の中で、その数値自体がいいのかどうかを検討するべきではないかというご意見でございます。50万9,000人の数値自体は、前回ご説明しましたコーホート要因法という手法を用いた予測の結果でございます。これにつきましては、議会等で答弁している中でも、本市の都市基盤の整備状況とか、行政サービスの状況などを踏まえすと、50万程度が一つの目安であると考えており、その範囲内にあると認識しております。

続きまして、市民意識については他市との比較データがないのかというご質問をいただいております。これについてはまだ調べ切れておりませんので、次回までに整理させていただきたいと考えております。

そして、総論の重点プロジェクトにつきまして、第3次総合計画にない項目として設けているが、その意味と位置づけについてはどうかというご質問をいただいております。重点プロジェクトにつきましては、前回の説明の中でも触れましたが、基本目標と総花的になる各施策をつなぐ意味合いで置いているところもでございます。また、基本目標の「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」や5つの将来のまちのイメージ

を実現していくための一つのプロジェクトと考えておりますので、各施策とつなぐような意味合いから言っても総論に置きたいと考えております。

それと、部門別計画の最初の説明文が少しおかしいのではないかというご指摘をいただいております。それにつきましては、ご意見を踏まえて検討させていただきたいと考えております。

お答えとしましては以上でございます。

川本部会長        今の市のお答えと整理の仕方によろしいでしょうか。何かご質問なり、ご意見がございましたらお願いします。

よつや委員        細かいところはまた各部門のところではあると思うのですが、人口の推計は、他の部会を傍聴しましたが、他の部会の委員さんも言われていたので、この辺はいろいろと問題があると思います。前は地震の要因で、多少の大きなぶれがあったということですが、今回はぶれることなく、50万前後まではいくという前提で、財政も全て考えていくということによろしいですね。

田村総合計画担当グループ長        前提といいますか、前回は説明させていただきましたように、この5～6年の状況がそのまま続くとすればどれだけになるという予測をしております。その予測結果である50万9,000人を前提に、各論を計画しているということをご理解いただきたいと思います。

よつや委員        わかりました。

川本部会長        前回は、今の整理の仕方によろしいでしょうか。ほかの方はいかがでしょうか。前回、質問なりご意見が出ていましたので。そういう整理をしましたが、それによろしいでしょうか。

野坂委員        財政見通しと事業計画のページです。

田村総合計画担当グループ長        ページを打っておりませんので、原案の一番最後になります。

野坂委員        一番最後のページの右側の集計表ですが、見方がよくわからないの

です。事業費は、計画ではこれだけ費用が要するという試算だと思のですが、それにあてがう財源の数値が右に書かれていて、上から下まで足したら小計になるところまではわかります。その全体の事業費が237,303になるということですが、それに対して一般財源が79,000で、財政フレームから86,245を持ってきて、さらに左のページの表の一番下の91,471を持ってくることでいいのですか。

川本部会長            お願いします。

田村総合計画担当グループ長            こちらにつきましては、ご指摘いただきました表の小計のところの一番右端の一般財源が790億、これはこの10カ年の事業計画をすべて足し込んだ中で、一般財源という市の税金等から支出するお金になります。市が実際負担するお金です。もともと事業を実施する上では、国の補助金とか、起債で賄う部分もあり、それらを除いた実際に市が負担する一般財源の小計が790億になるということです。このうち公営企業は自前で負担しますので、公営企業分を除いた763億3,300万がこの10カ年の事業を実施するのに当たりまして必要となります一般財源です。ただ今も言いましたように、事業を実施するには起債という借金を起こす場合がございます。もちろんこの10年間の経過期間内において、その分の借金返済も出てまいりますので、それをカウントしておりますのがその下にあります上記に係る公債費です。一般財源の合計   と公債費の合計が911億6,400万になります。それと左側の表にあります財政フレームで余剰財源と書いている事業に充てることのできる財源914億を見くらべていただき、914億の枠内におさまっているということです。

川本部会長            いかがでしょうか。

野坂委員            わかりました。

川本部会長            よろしいでしょうか。

野坂委員            もう一ついいですか。こちらの事業計画に関連してきますが、資料7の12ページの、公民館活動の推進というところで、20年度以降の課題として、老朽化した公民館の施設とか設備を整備する必要がある云々と書いてありますが、資料

11の2番、2ページの上から二つ目の7のところですが、公民館・図書館機能の充実のところでは、公民館の整備について、予算が挙げられておらず、図書館の整備だけしかないのですが、これはどういうことでしょうか。

川本部会長           お答えの方よろしく申し上げます。

田村総合計画担当グループ長           そうですね、資料 7のところでは公民館の課題として、老朽化した施設の整備について記述をしているにもかかわらず、事業計画に挙がっていないということですが、この事業計画自体が、この前もご説明させていただきましたように、あくまでも10カ年事業の大枠を定めているもので、この10年間の事業をすべて書き込んでいるわけではありませんし、ここに書いているすべてのものができるかどうか、その時々々の財政状況を踏まえて検討してまいりますので、状況を見ながら実施していきたいと考えております。

以上です。

川本部会長           いかがですか。

野坂委員           計画がゼロというのはちょっとあやしいと思うのです。文言に書いていただいている限りは、たとえわずかでもちゃんと予算に挙げていただきたい。

川本部会長           皆さん、いかがですか。

よつや委員           前ははどうだったのですか。第3次の際の予算配分というか、計画自体は公民館に対してどれぐらいの予算が組まれていたのですか。10カ年でどうでした。そういう数字はないですか。

田村総合計画担当グループ長           そこまで細かい数字はありませんが、今見ていただきました公民館施設の整備ではない通常の維持管理につきましては、財政収支見通しの歳出の中に既に含まれており、それだけを取り出すことはなかなか難しいです。

川本部会長           ほかに前回までのところでのご質問、ご意見はありますか。

時間の関係もございますので、次に移らせていただきます。

それでは、各論の 1 を審議させていただきますので、まず市の方からご説明、よ

ろしくお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 1の説明をさせていただきます前に、その1の前のところに基本計画各論各ページの見方というものをつけております。まちづくり編につきましては、この形ですべて各施策をまとめて記述しておりますので、まずそちらから説明をさせていただきます。

基本計画各論、まちづくり編の各施策は、A4の見開き2ページでまとめております。記述している内容は、まず現状と課題で、それぞれの施策を取り巻く社会情勢や動向を記載し、本市におけるこれまでの取り組みでありますとか、制度の現状、その施策の課題といったところについて記述しております。

そして、その下にはその現状を説明する図表なり写真を掲載しております。そして、下に行きますと、そういう現状と課題を踏まえまして、この計画期間中においてこの施策をどういう方向、あるいはどういった観点で進めていくのか。そういう基本方針を記述しているというものでございます。

右側のページに移っていただきますが、その基本方針を受けた、主要な施策展開につきまして何項目かを挙げて記述しております。この施策について、基本方針を受けて具体的にどのように展開していくのかといった内容を記述しているものです。

そしてその次に、市民一人ひとりの活動につきましても、各施策に記載しております。これは基本構想のところでも説明させていただきましたように、参画と協働の社会を進める中で、市の役割とともに市民の役割も重要になるという観点を踏まえて記述しております。

そして、その次がまちづくり指標でございます。この基本方針の方向性を踏まえ、この施策を実現していくにあたり、何を重点的に進めていくのかにつきまして、三つの項目をピックアップし、それぞれについて計画期間であります平成30年における目標数値を設定しております。

そして最後に、主な部門別計画として、関連のある部門別計画を記述しているとい

う組み立て方になっております。

それでは、1枚めくっていただきまして、1、「人権問題の解決」のところに入らせていただきます。

まず、現状と課題として、国において平成9年に人権教育のための国連10年国内行動計画が策定され、そして12年には人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が成立したという状況を受けまして、本市におきましては2点上げさせていただいております。

まず、1点目が平成12年に人権教育のための国連10年西宮市行動計画を策定し、取り組みを進めてきたこと。そしてその計画が20年度に最終年度を迎えたため、新たな行動計画を策定したという内容でございます。

そして、2点目は、情報化等急速な社会の変化に伴い、人権に関する課題が広がりを見せているということ。そして、そういったものを踏まえ、あらゆる場と機会を活用し、人権教育と啓発を推進していくことが必要となっているという課題を記述しております。

そして、その現状と課題を受けた基本方針としましては、すべての人の人権が尊重され、人権が侵害されず保障される社会の実現に向けて、人権問題を正しく理解し、認識できるよう人権教育啓発等を進めますとしております。

右側に移りますが、主要な施策展開としましては、三つの項目を挙げております。一つ目は新行動計画の推進でございます。21年度からスタートします新たな西宮市行動計画についてその推進を図るとのこと、2番目として、人権教育啓発の充実でございます。人権教育の啓発に努め、人権文化の普及定着を図るといった内容につきまして記述しております。

3番目としまして、人権問題に関する支援の充実でございます。人権関係機関と連携し、相談機関等との情報、各種相談事業の充実に努めるとともに、相談機関等についての情報提供などを行っていくという記述をしております。そして、市民一人ひと

りの活動としまして、人権問題について深い理解と認識のもとに、人権感覚を身につけ、自分や他人の人権を尊重し、それを行動に結びつけるということとしております。

まちづくり指標としましては、一つ目、人権教育啓発に関する事業数、二つ目としまして、人権教育啓発に関するイベントの参加者数、三つ目としまして、全国中学生人権作文コンテスト参加率を挙げており、それぞれを上げていくという目標としております。そのうち、人権教育啓発に関する事業数を重点化していきたいと考えております。

主な部門別計画としましては、人権教育のための国連10年西宮市行動計画と西宮市外国人市民政策基本方針を挙げております。

説明につきましては、以上です。

川本部会長        ただいま市の説明が終わりましたので、審議に入ります。ご意見、ご質問をお受けいたします。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。人権問題について。はい、どうぞ。

藤田委員        コミュニティの藤田です。 1の真ん中あたりに表が出ておりますが、19年度のDVと児童虐待の虐待相談回数が未確定となっておりますが、私は児童虐待の数値が19年度は2,744と聞いております。この数字はきちっと提示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

川本部会長        いかがでしょうか。

小南人権推進部長        この表を作成した時点では集計ができていなかったため、未確定という記述になっております。きちり数字をつかみまして、記入いたします。

川本部会長        今おっしゃった数字でいいのですか。

小南人権推進部長        確認できておりません。担当課の方に数字を照会しているもので、私どもの方で集計している数字ではございませんので、入手次第、記入したいと思います。

川本部会長        それでよろしいでしょうか。

藤田委員 確認よろしく申し上げます。

川本部会長 ほかにございませんでしょうか。

野上委員 公募委員の野上です。この中に書かれていることも含めて、人権問題はすごくデリケートな問題だと思いますが、市が今、問題視している人権問題は、具体的にどういうことでしょうか。

川本部会長 いかがでしょうか。特に問題視している人権問題。

小南人権推進部長 現在の行動計画では、ここにも書いておりますように、女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、その他ということで、7つを重点課題にしております。これらを引き続き重点課題として取り組んでまいります。現状と課題の最後に書いておりますように、社会の変化とともに、今はインターネット等の新しい媒体を使った差別や児童虐待、ドメスティックバイオレンス、高齢者に対する虐待など、弱者に対する人権侵害事件が増えております。そういったことが今後の課題ではないかと思っております。

川本部会長 ここに記述されているものでということにとらえてよろしいでしょうか。それ以外には…。

小南人権推進部長 そのほかにもいろいろと、社会の広がりの中で新たな問題は出てきております。

川本部会長 いかがですか。

野上委員 西宮市独自の、西宮市が具体的に他府県よりも困っていることはないのでしょうか。

川本部会長 いかがですか。どうぞ。

谷垣委員 いろいろ多岐にわたっていると思いますが、一番根深いのは同和問題です。いろいろ研究したり交流したりしておりますが、差別落書きが表にもありますように増えてきています。それも数的にわかっているのは、こういうふうには少ないですが、私が住んでいます神原小学校区の青愛協へ出ますと、そこで二回ほど公のと

ころで、皆の目に触れる場所で、地区の方から見れば厳しい落書きがありました。私たちには何世紀も前の死語になっている言葉がそこに出ていたと、ここで私が言いますと、また予断と偏見で間違っただけで広がっていきまので言いませんが、厳しい落書きがあるという現象があります。また、青愛協の係もしていますので学校教育では、いじめ、特に最近、メールによるいじめとか、中傷とかの生徒指導の問題も絡んでいるわけですが、そういう人権侵害の問題は、公立学校だけではなくて、私が聞いたのは西宮に住んでいらして私学に行っておられ、そしてそこでひどい中傷、いじめを受け公立学校へ変わってきたと、せっかく入学試験を受けて高い入学金を払い、そこで順調に行くかなと思ったら、そういうことがあって変わらざるをえなかったと、西宮市民の方です。

だから公立だけではなくて、全部ひっくるめて考えましたら、一昨年あたりから、学校教育のそういった問題について常に携わっている者も来ておりますから、具体的に聞いてもらった方がいいのですが、私がちょっと青愛協に出ていまして、そういうことを言われます。2・3年前ですが、西宮のある地区のことについて、2チャンネルで差別落書きがあつて、私も読みましたが、次から次へとああいうところは書き合います。一人が言うともたそれに対して書き込むということで、人口増のために市外からもたくさん転入してこられ、その場合に転校先をどこにするかというようなことで、どこそこは避けるべきだとかいう予断と偏見がうずまいている。私たち西宮市人権同和教育を推進している者としては、一番に同和問題を中核に切り込んでいきたいのですが、人権問題というのがここの行動計画に出ていますように、6つぐらい多岐にわたってきております。そういう人権の広がりの中で特に、そういう広がりを進めることによって同和問題も関係していくのではないかという考え方もありますが、原点にいま一度戻って対応しなければならないと私自身は思っています。

だから研修会とか、講演会とか、そういったところに講師を呼んで勉強しております。ただここで人権問題の解決という大きな表題が出ておりますが、本当にこれだ

けで西宮市の人権問題が順調に10年間で解決できるかということ、難しい課題はあると思います。日々努力をしなければならぬ問題だと思っております。

川本部長            そうですね。率直な話ね。

谷垣委員            一昨年ですか。滝川高校の生徒がいじめによって自殺しました。あの時は、さっと全国で話題になった。私も孫が小学校に行っています、東京ですが、毎日ほどいじめに関しての文部省からの書類を持って帰ってくると言っておりました。あの時分は厳しかったと思いますが、最近は私もわかりません。実際に出た中では、そういう発言が、ある種のいじめ、メールとかによるものということです。

木野村学校人権教育グループ長        学校人権教育の木野村です。よろしくお願いいたします。

今お話にありました、いじめに関しましては、平成19年度本市で小学校12件、中学校59件の報告を受けております。これは年間総数です。ただ、いじめに関する定義の仕方が、19年1月に文部科学省の方で変わりました。それまでは、特定の人物に対して複数の人間が継続的に精神的にという文言で表現されていましたが、19年1月からはいじめられた側の立場に立っていじめがあるかどうかを判断しなさいという定義に変わりました。それによって件数が18年度からかなり増加しております。

ネットいじめに関しましても、今お話にありましたように、大変多く発生するようになっております。これに関しましては、特に携帯電話を使ったものであり、学校だけの解決は難しいということで、家庭での力もおかりしながら解決していく必要があるため青少年育成グループがリーフレットを作成し、全幼小中のご家庭の方に配付し、保護者に内容についても確認しております。したがって、家庭と力を合わせながらネットいじめに関しては今後に対応していくことが一つです。それから、ネットいじめに関しましては、もちろん被害者になってはいけないのですが、加害者にもならないようにということで、県警本部の方からネットいじめに関する講演をしていただいております。つまり、メールであっても犯罪になりますよということをお子たちに

きちんと伝えていただくということで、本市の小・中学校の生徒指導担当者の会でも、そのような講演をされておりますし、要望があれば各学校に出向いて、県警本部の方が講演活動しています。その中には、希望があれば保護者も参加できるということで、ネットいじめに関する取り組みを行っております。

以上です。

川本部会長           ただいまのお答えでよろしいでしょうか。

野上委員           そのことについてはわかりましたが、この同和問題については、恐らく子供よりもむしろ大人の方が問題なのではないかと考えます。大人に対してはどのように対応しようと考えていらっしゃいますか。

川本部会長           大人の方に対する市の取り組みでよろしいでしょうか。

小南人権推進部長           大人の方といたしますか、市民全体に対して、講演会ですとか、啓発チラシ、公民館においては人権同和問題学習会を開いております。先ほどからご意見がございました、我が国では同和問題が最も活発に行われてきた人権教育の取り組みの一つだと思っております。その同和問題への取り組みの成果も含めて、すべての人の基本的人権が尊重される社会を目指して、人権教育啓発を広く推進していくことが重要だと認識しております。

谷垣委員           西同協関係でいきますと、今加入していただいているのが、市からも補助をいただいておりますが、自分たちで2,000円ずつ出し合って、そういう各種団体が約390あります。前は400ぐらいあったのですが、銀行が合併するとか、西宮からなくなるとかで減っています。そういう企業関係も学習しておりますし、教師はもちろんです、PTAが熱心にやっておりますので、そこで大人は勉強していただいていると思います。だけど同和問題だけではありませんから、もうちょっと障害とか高齢とか、男女共生とか、きょう話し合う予定の平和施策の推進、このあたりは全部人権同和の問題であるし、そういう研究集会とかでも実際に交流し合っていることです。

だからあらゆる面で、そこに書いてありますように、実践、交流、研修を重ねております。

川本部長 大人の方ということで、PTAさんは、どういう取り組みをされているのか、おわかりでしょうか。難しいですか。

浅見委員 私はPTA協議会の方なので、各学校園のPTA活動としての、人権教育ですか。

谷垣委員 取り組んでおられます。西宮で言えば、ことし11月9日の研究集会で発表し合いますが、毎年3分散会あって、9校が発表するわけです。それで3年先まで割り当てをされていますので、1年だけの浅い取り組みではなくて、少なくとも3年、幼稚園は3年もできませんが、2年保育になってちょっとは厚みが出てきたように思いますが、PTAは熱心に取り組まれています。

川本部長 そうですね。当番校に当たったら、皆さん熱心にされています。

谷垣委員 3校ずつです。1分散会に3校だから9校です。保育所、幼稚園、小・中と。もちろん中・高・大学の先生方も加入してくださっております。

川本部長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

仲野委員 このまちづくり指標ですが、数字で出すことをもくろんでおられると思うのですが、例えば、人権教育啓発に関する事業数は、現状の平成18年が122で、目標値150と挙げておられます。これは平成16年とか15年に比較して、現状値の平成18年度の数もふえているという推移でしょうか。なぜそれを伺うかといいますと、このあたりのところは数値で出すことが本来いいのかどうか、大変疑問に感じています。事業数が多いからいいのか、人権教育啓発の最終的な目標は人権問題がよりよい方向に解決するというのが目的、目標ですよね。市民の多くの方々が差別意識を持たないで、本当に人権意識を高め、自然に自分の日々の生活の中に人権がきちんと守られることが当たり前だというふうになっていくのが理想だと思うのです。もちろんなかなか指標化が困難ですが、その方向に行くということは、この事業数をふやすこ

とと反比例するのではないかということが一つと、イベントの参加者が6万9千数百名から7万5,000を10年後には目指している。これも逆に言うと啓発が広まれば参加しなくなるのが本来の筋ではないかと思うのです。参加をどんどん増やすということは、まだまだ差別意識があって、問題があるからイベントもたくさん打ち、お金もたくさん使い、皆行きましようという動きです。市民の方々がもっと成熟して、差別意識がなくなっていくというよりよい方向に行けば、そういったものに参加しなくなる。すなわちそんなことは当たり前だから、イベントも数多く打たなくてもよくなるというのが目標なのではないかと思うのですが、これを増加させるということは、10年後も西宮市はいまだ人権や差別問題が横行しているということを前提に、目標値を立てているのかなというふうに、統計を読む人なら思うと思うのですが、それは皮肉った意味ではなく。

人権作文コンテストの参加はたくさん子供たちが参加した方がいいと思います。いろいろなところから人権の学びを行って、その成果を自分たちの生活や学生生活に照らし合わせながら、意識させるというのは教育の理念として素晴らしいと思うのですが、イベントの参加者数がどんどんふえることが指標方向であれば、何かちょっと逆行しているような感じがするのです。そのあたりはどういうふうに市の方ではお考えなのか。なぜここに指標を入れられたのか教えていただきたいのです。

田村総合計画担当グループ長            まずは、まちづくり指標で数値目標をなぜ掲げているのかといったところからお話しをいたします。今の第3次総合計画は、どちらかといいますと定性的な計画で、こういった数値目標は一切ございません。したがって、進捗状況を検証するに当たり、どれだけ進んだのかを見るにはなかなか難しい面がございます。実際にも、これまでにどのような事業を実施してきたのかという資料作成しかできておりません。第4次総合計画につきましては、行政評価、政策評価等によってこの総合計画の進行管理をしていきたいと考えており、それぞれの施策について、まちづくり指標という数値目標を設定しております。

どういう指標を持ってくるのがいいかは、またご審議をいただければと思いますが、今のお話ですと、あくまでも計画期間は10年であるとして、この10年間で、この施策において何を重点的にどれだけ進めるのかといったところをここに掲げていきたいと考えています。この事業数が適切か、不適切かはまた議論していただければと思いますが、この10年間に於いて多くの事業を行い、意識啓発を進めていきたいという思いで、こういう指標になっていると考えています。

以上です。

仲野委員           それであるならば、指標を変えた方がいいです。これはまずいです。要するに、意識調査を第3次は定性的、つまり質的なもので実施され、今回は定量的なもので実施するということを言うておられるのだと思いますが、では指標の質、内容を選ばないといけない。例えば意識調査をイベントや事業数を増加させる前と増加させた後に行い、それを比較して意識度がどう変わったかというものにした方が、説得力があると思うのです。

この事業数は今、言われたことで多少は納得しようかなという気になりますが、イベントの参加者数は非常にあいまいにとらえられやすく、まちづくり指標として使うには危険性があると思うのです。ですから、意識化の定着度とか、学校でのそういった授業やイベントの数と子供たちの何か行動指標の違いとか、そういったものをむしろ使われた方がまちづくりの指標としていいのではないかと思います。これは意見です。

川本部長           今、ご意見が出ております。それについて何か。

谷垣委員           それについてというのではないですが、西宮市人権同和教育協議会という団体が昭和33年ぐらいに発足して、一昨年に50周年をしたわけです。私は毎年3月の終わりですが、公民館のグループ長が集まっていらっしゃるところへ行って、PRをします。そのときに司会をしてくださった方が西同協って2～3年前にできた団体ではないのですかといわれました。全く認識してもらっていないというか、こつ

こつと同和問題の解消に向けた50年の歴史は、市はもちろん学校、市民など皆で取り組んできましたが、余りにも認識が低くてびっくりしたことがありました。そういうことでも、まだまだ市民の底辺までおりにていないという思いをいっぱい持っています。だから前の行動計画では人権文化の花咲く西宮、とにかく明るい社会を目指してということで本当に市民がそういうことを理解すれば、明るい幸せな社会が来るはずなのですが、そこまでなかなか徹底できていません。だから今度の10年間は、徹底する方向で、新しい行動計画が出されます。あさってぐらいから具体的な審議に入りますが、とにかくもうちょっと市民の底辺までおりにていくような、そういう徹底ができるものになって欲しい。そのために参画と協働ということで、市民の方へ戻して理解していただくという機会があるのかもわかりません。とにかく現状は徹底していないということですので、よろしく願いいたします。

恵森啓発推進課長           今、谷垣委員さんから、西同協のお話もありましたが、市と県の関係もあり、県下では人権協会が県と一体になって推進しております。その中での一つの位置づけとして、人権意識はある程度認識されてはきていますが、まだ広がりにおいて足りないところがあるため、人権の意識を広げていこうということで、8月が月間になっております。

ですから、今、谷垣委員さんがおっしゃっていましたが、やはりまだ知らない方が数多くおられます。このため、指標の挙げ方で若干書いておりますように、本来なら仲野委員さんのおっしゃっているとおりだと考えますが、現状では認識を広げていくという観点から、事業数や講演会の参加人数を集約し、それを一つの指標にして進めていかざるを得ないと考えております。

我々事務局でも、こういう数値が逆に減り、こういうものに取り組まなくてもよい社会が目的とする社会だという話をいたしますが、現状ではまだそういうところに至っていないため、これらの指標を挙げさせていただいております。

川本部長           ありがとうございます。八木さん、さっきお手を挙げておられ

たみたいですが、どうぞ。

八木（芳）委員      現状ではとおっしゃられましたが、そう言いながらも50年たっているわけです。これから順調に成果が上がって、人権、あるいは差別問題が解消された場合、どうなさるかということです。ゼロに近づいてきた。では何もしなくてもいいか。

谷垣委員さんが、驚かれた、知らない人がたくさんいることは当然のことなのです。他府県から来る人がたくさんいます。人口移動しているわけです。他県では、このような取り組みをしていないのです、ある意味では。もう終わっているという感覚のところもあります。一方では、昭和33年から道德教育に取り組んでいる地域もあるし、人権問題と同和問題を両輪で取り組んでいるところもある。そこのあたりをもう一回、50年を境にして考えないといけない。

道德の指導要領の中に、学校教育でも当然取り組んでいると思うのですが、人権問題について、権利を大切にするとか、偏見をなくするとか、公正公平にするとか、命を尊重するとか、それは皆含まれているわけです。だから、それで進んでいってしまったら、人権問題は永久になくならない、取り組まなければならないものになる。道德教育は人格を高めるものですから、解消は当然ありえない。事例としてはなくなります、強力な指導があれば当然なくなるわけでしょう。恐怖政治にすれば、極端に言えば。何か差別をすれば牢屋にぶち込むとなればなくなります。だけど、心の中は変わっていない。これが問題なわけです。

だから、それを学校教育として、あるいは社会教育としてどう取り組むかということがこれから50年を境にして、大きな問題だと思うのです。だから全国共通の取り組みと部分的な地域による特色のある取り組みを両輪で進めなければいけない、若者や子供たちはやがて他府県に移るのですから、どこにでも通用する哲学というものを身につけなければならない。そこらあたりが大きな問題ではないかと思う。

以上です。

川本部会長            ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

野坂委員            先ほど谷垣委員さんからお話があった公民館グループですが、毎年3月に来ていただいて、お話いただいております。私は去年1年間、西同協の会に参加させていただき、10回ほど出席し、学習させていただきましたが、やはり学習しないとわからないことがあります。私の年齢になっても初めてだったこともありますし、日々変わっていくことを分析する意味ではすごくいい、でもそれが結局は私一人しか参加できなかったのも、次のときにはかわりの人という形でどんどん増えていけばいいと思いました。先ほど、内容がよくなればいいのかというお話もありましたが、やはり底辺を広げるということは大事なことだと思います。大人であっても、それは初耳だったとか、他府県の方は知らないとか、私は西宮の小学校に行きましたが、中学、高校は違うところへ行ったので、そういう教育が全くないところで育ち、ずっと遠ざかっていたということもありました。そう言えば、昔に映画を見たことがありましたので、やはり底辺を広げるという意味では、回数とか参加してくださる人数を増やすのも一つではないかと思います。

川本部会長            ありがとうございます。今まで人権問題について、いろいろご意見が出ていますが、時間の関係もございますので、これで終わらせていただいてもよろしいでしょうか。

谷垣委員            次も人権問題の内容ですね。

川本部会長            そうですね。では次、 2 の説明をお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長            それでは、 2 男女共同参画社会の実現をお願いいたします。

まず、現状と課題としましては、国において平成11年の男女共同参画社会基本法、平成12年の男女共同参画基本計画が策定されるなどの情勢を受け、本市における現状と課題を3点挙げております。

まず1点目として、平成12年に男女共同参画センター ウェーブを開館したこと、

そして2点目として、19年3月に西宮市男女共同参画プランを策定したこと。そして、3点目になりますが、男女共同参画社会形成のための環境づくりが求められているという課題を挙げております。その現状と課題を踏まえた基本方針としまして、男女が対等なパートナーとして人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるよう、社会のあらゆる分野への活動に参画する機会を保障していくとともに、能力や個性を發揮できる環境づくりを進めることとしております。そして、それを踏まえた主要な施策展開につきましては、3点挙げております。

まず1点目は、男女共同参画意識の醸成です。こちらでは、広報啓発活動に取り組むとともに、防止に向けた啓発活動、相談体制の整備、充実を図ってまいります。

2点目は、あらゆる分野への男女共同参画の促進です。こちらにつきましては、政策立案、意思決定の場への女性参画を促進するとともに、事業主や団体、機関等への情報提供、啓発を行ってまいります。

3点目は、男女共同参画を保障する環境の整備でございます。育児、介護休業制度の普及啓発やワークライフバランスを促進する新たな就業形態の普及に向けた支援等を進めてまいります。市民一人ひとりの活動は、あらゆる分野において性別による固定的役割分担を見直すということとしております。

まちづくり指標としましては、一つ目が審議会等への女性の登用率です。二つ目が市の事務職の係長級以上に占める女性の割合です。三つ目は、市民意識調査において、「男は仕事、女は家庭」という考え方にどちらかといえば賛同しないと答えた方の割合を挙げております。それぞれにつきまして、目標値を上げていく方向で目標設定しております。そのうち、審議会等への女性の登用率を重点目標として考えております。

主な部門別計画は、西宮市男女共同参画プランを挙げております。

説明につきましては、以上です。

川本部長 ただいまの男女共同参画社会の実現についてのご説明が終わりま

したが、これにつきましてご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。  
いかがでしょうか。はい、どうぞ。

溝越委員           この男女の地位の表がありますが、16年度、2004年度の市民意識調査より、学校とか地域活動において女性が優遇されているとなっているのですが、どういう意味合いがあるのでしょうか。どういうものに女性が優遇されていることになっているのでしょうか。私は地域活動をしています、そんなことは思わないのですけど。学校というのは、学校の先生の数のことですか、何なのでしょう。

森田文化まちづくり部長           裏のデータを持っていないので十分な説明にはなりません、会長さんなどは男性が多いですが、大体の役員の方は女性が多いというような傾向です。

溝越委員           私が言っているのは、単純なことで、大変な役割は女性がしていることが多く、上にどんと立っているのが男性です。一言で言えば、社会通念、しきたりにおいて、いまだに男性優遇が地域の中では随分と根強くなっているのです。どういところで女性が優遇されているのか、不思議でならないのです。

森田文化まちづくり部長           調べてみます。

溝越委員           現状は私もよく知っていますが、一生懸命女性は大変な役割を引き受けています。

八木（芳）委員           男性は小さくなっていますよ。

溝越委員           何をもとに女性が優遇されているのか、ちょっとわからない。学校はどうなのでしょう。

八木（芳）委員           給料は平等でしょう。

川本部会長           給料は学校の先生は同じです。

溝越委員           学校の先生のことなのか、学校の何なのでしょうね。

田村総合計画担当グループ長           これは意識調査の結果でございますので、家庭生活において対等と感じておられる方、どちらかと言えば男性が優遇されていると感

じておられる方、どちらかと言えば女性が優遇されていると感じておられる方の割合になりますので、具体的に回答された方がどういうものをイメージして回答されているかはわかりません。

溝越委員 学校というより、学校の中の何と、また地域の中のこれについてどう思いますかという意識調査だと思うのですが、地域社会だけでそう大きな範囲でイメージすることも少ないのかなと思います。

八木(芳)員 地域の女性は活躍していますよ。

溝越委員 活躍の度合いが違いますね。優遇されているというのは、またちょっと違います。女性が随分と活躍していますが、優遇とはまた違いますね。

川本部会長 いかがですか。皆さん、何かご意見ございませんか。

よつや委員 去年、男女共同参画プランをつくられているわけですが、向かって右側の一番下に書いておられる男女共同参画プランですね。そこからの資料を幾つか張りつけていると思うのですが、そうではなく、もうちょっと独自の計画として独自の資料があればよかったと思うのです。この計画と男女共同参画プランの違いというのはほとんどないと考えたらいいのですか。男女共同参画プランの中の部分をこちらに持ってきたと考えるといいのですか。まず一つお聞きします。

森田文化まちづくり部長 部門別計画として共同プランがありますから、その中にあります。男女共同参画プランでは12の指標を挙げていますので、その中から三つを持ってきております。

よつや委員 わかりました。例えば、何を重点的にというか、いろいろあると思うのですが、例えば働く女性のことを考えたら、労働力率とか、そういう表もつけておかれたらよかったのかなと思うのです。まだM字が崩れない部分とか、先ほどの施策 1で言われたことと関連して、まちづくり指標も共同参画プランからとられたと思うのですが、この指標を数値化するのは非常に難しいのです。今回の計画では数値化するという事なので、こういう数値を持ってこざるを得なくなったと思います

が、審議会の目標値は50にするべきだと思います。初めから50%にするべきです。

あと市の係長クラスの女性割合の15%にはどういう意味があるのか、わかりにくいので、思い切ってこれは数値にするのではなくて、その母数の中の男女割合、つまり全体の中で女性が占める割合と同じだけの係長をつくるとか、そういう目標にするべきだと思います。どれだけの職員がいて、その中に何%の女性がいて、それと同じパーセンテージの女性係長クラスという数字を持ってくるべきだと思います。15%に何の意味があるのか、もし15%を挙げるなら、理由をちゃんとここに書いておくべきだと思うのです。

それから、この3番目の「男は仕事、女は家庭」という考え方にどちらかと言えば賛同しないというものですが、これは先ほどの1の中でこういうことを目標にすればいいのではないか。例えば、部落差別をするのはよくないという言葉を持ってきて、そうであるという人を100%にするとか、そういう目標ならいいと思いますが、これは難しいと思います。60という数字もどういう意味があるのか、非常にややこしくなります。男は仕事で女は家庭であるというのは、仮にそういう考え方を持っている女性であるとか、男性がいてもいいので、60ぐらいに遠慮しているのかなというところもありますが、非常に数字の合理性がわかりにくい、設問の立て方、目標の立て方、指標の立て方がいま一つわかりにくい。これは変えるのなら変えてもいいし、このままでいくのなら、もうちょっと工夫が要ると思います。それは主張というよりも、意見です。

川本部会長            そういうご意見です。はい、どうぞ。

野上委員            今と同じような感じですが、まちづくり指標の中に、もし具体的な数字を入れるとすれば、例えばですが、主要な施策展開の中の3番に育児介護休業制度の普及が書いてありますので、現状普及率として、今、皆さんがこの休業制度を活用されている率と、10年後の目標率は具体的に出るのではないかと思います。そういうものを書いて男性がもっと女性と同じように家庭に携わることができるという資料

をつけるともっといいと思います。

同じように、男女共同参画を促進するために、企業への啓発を行っていると書いていますが、このようにうちの企業では頑張っているということを宣言している企業数がふえていけばいいと思いますので、現状で頑張っている企業数と30年度の目標企業数を具体的に書けばいいのではないかと思います。

川本部会長           いかがでしょうか。

森田文化まちづくり部長           指標を挙げるときに、男女共同参画についての意識の問題といった場合、実際、企業への啓発が市の大きな役割になることから、そういう指標も立てられたのですが、同時に西宮市役所を一企業体としてとらえ、市役所だったら例えばどんなことができるかを考えました。啓発はもちろんしますし、企業に取り組んでいただくわけですが、市として、審議会の女性登用率、女性の管理職などで市が主体的に努力してできることを挙げるのも一つではないかということで、今回はこの指標にさせていただきました。

おっしゃっている企業数は、もちろん啓発効果を表すものであると思いますが、市が企業に要請するのなら、市は一体どれだけのことをしているのかと言われたときに、こういう数字が出せるのではないかと考えています。

野上委員           もしそれであれば、さっきの男性の育児休業制度とかの利用については、市職員の方がどれくらい活用されているかがあれば、もっといいということでしょうか。

川本部会長           ほかにございませんか。どうぞ。

仲野委員           まちづくり指標の三つ目ですが、目標の60%は余りにも低いですよ、10年間で3.7%の上昇ということですよ。10年間で3.7%だけ上げるのですか。1年間の間違ではないのですか。なぜ100%にしないのですか。さっき皆さんからいろいろのご意見がありましたが、人権問題の解決だって、100%でいいのですよ。要するに目標は。10年間で、今は途上中だとおっしゃったこともよくわかります。でも

100%にする。そして、行政が一丸となって市民をバックアップし、100%に近づけるのだという意気込みがないといけない。10年かけて3.7%引き上げればよいとなったら、誰もが真剣に取りくまないですよ。これでは誰も10年間コツコツ努力して男女共同参画社会にしないですよ。なぜ100%にしないのですか。

審議会は、先ほどよつや委員さんが言われたことに大賛成です。50%にするべきです。それから、事務職の係長級以上の母集団は誤りです。全職員で出しても何の意味もない。これは全く無意味です。ですから、男性と女性の比較を書いてください。男性の母集団、何千人かおられる男性の係長以上は何%、女性の母集団の中で何%を明記しないと、全職員で割っても母集団が違うわけですから、これは全く無意味だと思います。もどりますが、100%にするべきだと思います。10年間かけて3%の上昇など恥ずかしくて外に出せません。私の意見です。

川本部会長            そうですね。いかがでしょうか。

森田文化まちづくり部長            今のは、ご意見としておっしゃっているのですか。

よつや委員            要望に変えます。

森田文化まちづくり部長            実際問題としては難しい。100%というのは難しいと思います。

よつや委員            目標なので、完全に達成できなくていいわけだから。

森田文化まちづくり部長            目標と達成の関係です。

よつや委員            はっきり言って、さっきの話を戻すようですが、同和問題を前回の第1章に持ってきたわけですよ。今回は全体の人権になって逆に後退していると考えてもいいぐらいです。後退するぐらいだったら目標も立てなくていいわけで、それなら大きくどんと目標を持ってきて、多少でも上昇するという方向に持っていった方がいいと思います。

仲野委員            難しいとおっしゃるのだったら、私たちの部会は意味がありません。意見を言う必要がないのなら、ただここでオーライ、オーライと言ってほしいという

ことですか。意見だけ要望として出します。要望です。3.7%なんて恥ずかしいことはなさない方がいいと思います。100%と書いてください。できなくてもいいのです。近づける努力としてどういうノウハウをお使いになるかが大事であって、それは意見として聞いておきますとおっしゃるのだったら、私は辞めさせてもらいます。ここで意見を言う意味がないですよ。皆さんもそうでしょう。一生懸命に発言されていますが、できません、できません、という回答なら言う必要は一切ないわけです。そういう姿勢自体を変えていただかないと、いいものにならないですよ。

川本部会長            いかがでしょうか。

仲野委員            お返事ください。

川本部会長            お願いします。

藤田総合企画局長            各委員からいろいろとこのまちづくり指標、あるいはそれ以外の部分についてもご意見をいただいております。こういう審議会ですので、この場でご意見をいただき、この場でお答えできるものはお答えさせていただきますが、少し時間をかけて検討させていただくものの中にはございます。今回は、2の男女共同参画社会の実現のまちづくり指標に集中しておりますが、これについては少し時間をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

川本部会長            わかりました。

溝越委員            さっきの市民意識調査ももうちょっとわかりやすいデータを出していただきたいと思います。わかりにくいです。

藤田総合企画局長            これにつきましては、実際に平成16年に行った調査であり、今手元にデータなど詳細なものがないので、これは早急に調べましてお答えをさせていただきますと思います。

川本部会長            そのようなお答えでよろしいでしょうか。

男女共同参画社会についてのご意見、ご質問、ほかにごございませんでしょうか。

よつや委員            根本的な問題ですが、私たちがこの審議会で言った意見がある程

度まとめたものは後でいただけるのか、またそれが反映されるということはあるのですか。

新本総合企画局担当理事      前回いただいたご意見は意見要旨として整理しております。ですから、本日の2回目も当然こういう形で整理し、市の考え方、要するに市としてはこういう対応ができます、あるいはできません、こういう考えで原案どおりいきますというようなものをもう一度この部会でお返しします。今の時点では、基本構想と総論と財政見通しの分は各部会共通ですので、それについては3回目にお返ししたいと考えております。

各論については、順番に進めてまいります。いただきましたご意見は整理させていただきますが、最終的に市としてこう取り扱いたいというものは10月に入ってから、そういう場を設けたいと考えております。

川本部会長      それでよろしいでしょうか。

よつや委員      わかりました。

川本部会長      2の男女共同参画社会と人権問題の二つが済みましたが、次に進ませていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、3、よろしく申し上げます。

田村総合計画担当グループ長      では、3、多文化共生社会の構築と国際交流の推進に入らせていただきます。

まず、現状と課題です。こちらにつきましては、社会経済活動のグローバル化や国際的な分業が進む中、他国の文化や風習に対する理解を深め、尊重し合う取り組みが求められているという状況のもと、本市といたしましては、五つ項目を挙げております。

まず一つ目は、本市におきまして、6,741名の外国人市民の方、そして公立の小・中学校には221人の外国人児童・生徒の方が通っている現状を記述しております。

2点目としましては、アメリカのスポークン市を初めとする姉妹友好都市との交流

につきまして記述しております。

3点目は、平成10年に西宮市外国人市民施策基本方針を策定し、施策の展開を図ってきたことにつきまして、記述しております。

また、4点目は、平成16年に7言語8種類からなる多言語生活ガイドホームページを作成して外国人の方の暮らしやすい環境づくりを進めているといった記述をしており、5点目におきましては、国際化がさらに進む中で、互いの人権や文化を認め合い、尊重し合う多文化共生の地域づくりが求められているという課題を記述しています。

そしてそれを踏まえた基本方針は、国籍や民族の違いを超えた人権意識の醸成に取り組み、お互いの文化や習慣などを理解し、尊重し合う多文化共生社会の構築を目指すとともに、市民の草の根レベルでの幅広い国際交流活動を促進することにより、諸外国との相互理解と一層の友好親善を目指しますとしております。

その基本方針を踏まえた主要な施策展開としましては、4点挙げております。

まず1点目は、外国人市民の人権尊重でございます。広報誌、啓発冊子などを初めとした啓発活動の充実を図りますとともに、学校におきまして外国人児童・生徒の方が民族に誇りを持って自己実現を図ることができるよう支援するとともに、環境づくりに努めるといったことを記述しております。

2点目としましては、国際交流活動の促進でございます。姉妹友好都市提携を結んでいる各都市との交流を進めますとともに、さまざまな分野におきます国際交流活動など、市民が主体となった草の根交流の促進を行うといったものでございます。

3点目といたしましては、多文化共生社会への理解促進でございます。学校におきまして、国際教育を推進いたします。そして異文化や異文化を持つ人を受容できる力の育成に努めること。そして、地域での社会教育の場におきましても、国際理解のための学習機会の提供に努めますとともに、多文化共生社会の実現を目指した施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

4点目は、外国人にとって安心して暮らせる環境整備でございます。こちらにつき

ましては、日常生活上の問題についての相談体制の充実といったものとともに、国県の関係機関と連携して、外国人児童・生徒に対する差別等につきまして、関係団体や事業所への働きかけを行ってまいりたいということでございます。

市民一人ひとりの活動は、異なる歴史や文化を理解し、尊重するとしております。まちづくり指標といたしましては、国際理解講座とエンジョイトーキングの参加者数が一つ。多文化生活ガイドホームページアクセス数が二つ目、そしてN I Aカード登録者数、つまり西宮市国際交流協会における外国人向け情報の希望者数につきましての3点を挙げております。そのうち、国際理解講座とエンジョイトーキングの参加数を重点化してまいります。

主な部門別計画は、西宮市外国人市民施策基本方針を挙げております。

説明につきましては、以上でございます。

川本部会長            ただいまの 3 の多文化共生社会の構築と国際交流の推進について、ご審議、ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

八木（芳）委員            帰化した場合、登録数は減るわけですね。

川俣秘書・国際課長            ここに外国人登録者数と書いておりますので、一応6,741は外国人登録をされている方の数値でございます。帰化された場合は日本国籍になりますので、この中には入っておりません。

川本部会長            それでよろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

野上委員            公募委員の野上です。現状と課題の中で公立の小・中学校に221人の子供がおりますと書いてありますが、具体的にはだいたい各学校で何人ぐらいおられることになるのですか。

木野村学校人権教育グループ長            学校人権教育の木野村です。中学校20校、小学校42校が市内にございます。その合計数のため、平均して何名というような数ではありません。外国人生徒が多い学校もあれば少ない学校もあるというのが実情です。

野上委員            その場合、どのような支援を具体的にされているのでしょうか。

木野村学校人権教育グループ長            まずもって、こちらの方が持っておりますのは、県事業ですが、子供の多文化教育サポーターという日本語指導を県に要望申請すれば、派遣してくれます。言葉が通じないことによって、学校生活不適用が生じることを防ぐために、日本語指導をしていただく子供多文化教育サポーターという方の派遣を依頼し、学校にきていただきます。一日も早く言葉の理解ができ、学校生活に適用できる取り組みをしております。

あわせて、特に帰国して間もない子供につきましては、ほとんど日本語がわからない状況ですので、県の事業に加え、市の方でも学校協力員という方を学校からの要請があれば派遣させていただき、早期に日本語が理解できるように取り組んでおります。

子供は日本語の理解も早いです。特に遊びの中で、遊ぶ中で覚えてくる状況で、半年もすれば、通常の生活で言えば困らないような状態になっているようです。ただ、それに比べ、保護者の方は理解するのに時間がかかるという現状で、学校から文書を持って帰ったときに、お母さんの方がその文書を理解できないということで困ることがあります。

以上です。

川本部会長            どうですか。どうぞ。

谷垣委員            今、木野村課長が言われたとおりですが、2年前、三田であった阪神間の研究集会の多文化共生の会場責任者として出ておりましたときに、発表されたのが高須南小学校でした。近辺に県住があり、そういう生徒が多いみたいです。学校だけでサポーターをつくっていますが、人数が多いから大変だと、県も徐々に予算を減らされ、人員も減らされていますか。

木野村学校人権教育グループ長            そのようなことはないです。

谷垣委員            ないですか。そのときはそういう話が出ていまして、市だけでもち

よっと支援をしていく方向を出さないといけないということで、そういう要望が出ておりました。それが一つの国だったらいいけども、たくさんの国が対象です。英語ならたくさん支援するお母さんやお父さんもいらっしゃるでしょうが、すごく多岐にわたっています。子供よりも保護者と理解がし合えることの方が必要だと言われていたもので、また西宮でも考えていただきたいと思います。

きのうかおととい、日本語が全くわからない子が全国で1万5,000人だったか2万5,000人だったか、文部省が発表しておりますね。その数からしますと、まだ西宮は恵まれているかもわかりませんが、それでも1校に固まっていたら大変ですね。

委員 南の地域の方が多いのでしょうか。

川本部会長 小松小学校が帰国子女の受け入れになっておりますでしょう。

谷垣委員 国際理解を進めています。小松小は社宅とかが多いですね。高須南とかも聞いております。

川本部会長 市として取り組みをされていると思うのですが。

谷垣委員 とにかく、そういう配慮が低下しないようにしてください。

川俣秘書・国際課長 谷垣委員が言われていましたが、外国人登録者数の推移を見ていただくとわかると思うのですが、平成9年が総数で6,680、平成19年が6,741で、それほど多くは増えていないのです。その中で韓国、朝鮮の方は4,975から4,235名になっています。この理由の一つには、先ほど言われた帰化の問題とか高齢化の問題等がございます。それ他は、中国の方が694人から1,172名、アメリカとブラジルの方はそれ程変わらなくて、フィリピンの方が77名から176名というように、中国系あるいはフィリピン系の方がこの10年間で増えているのが現状です。

川本部会長 この多文化共生社会と国際交流の推進について何かほかにご意見ございませんでしょうか。

仲野委員 ざっくばらんに教えていただきたいのですが、市としては外国人の方が増えていく方向を求めておられるのか、お仕事や結婚の事情で自然に増える場合

は仕方がないけど、これ以上は余り増えなくていいという方向なのかがここには全く書いていない。それはどうなのでしょう。もっともっと来てくださいという意図があるのか、ないのか。それによって受けとめ方が変わるのでお聞きします。

川俣秘書・国際課長           意図的に増えているとか、減ったということではなく、まちづくりの中で、まちに魅力がある等の要因により、自然に外国人が増えることは特に歓迎をします。自然の中でどう推移するかにより、対応していきたいと思っています。

森田文化まちづくり部長           もう一つ、西宮市は10大学がある大学のまちです。特に中国人の方が増えているのは、留学生が増えている状況があるからです。これはまちづくりの面で歓迎することです。

川本部会長           そうでしょうね。はい、どうぞ。

野上委員           そういう意味ではまちづくり指標の中に、外国人の方が増えるのであれば、交流事業数の推移を挙げたりはできないのでしょうか。具体的な交流事業数とか、総数とか、例えば交換留学とかも含めて学生がどのように交流しているという感じのものとか、具体的な数字は出ないのでしょうか。

幅の狭い、ホームページのアクセス数とかエンジョイトーキングに出るとかではなく、大きな全般的な事業数というものが欲しいと思うのですが、その点についてはどうですか。

川俣秘書・国際課長           この指標がものすごく難しかったのですが、一つは啓発と交流ということで、生活支援を考えています。留学生の交流は余り市が積極的に進めるのではなく、これから考えていかなければならない課題ではありますが、それを指標に挙げることは難しいと考えています。国際理解講座は一般の市民の方々を対象に多文化共生関係の講座を開いたりするものです。エンジョイトーキングは、外国人の方々が相互に話しをする中で日本人市民の方々とも交流していただくものです。その参加者数を指標に挙げさせていただいております。

それと、多言語生活ガイドホームページというのは、7言語で作成していますが、生まれてから亡くなるまでの生活をする上での手続とかを挙げさせていただいております。日本語は易しい日本語で出し、タガログ語などのいろいろな言語で作成しておりますので、これを利用していただき、生活の中でわからないものについては質問していただく形をとっています。

N I Aカード登録化は、国際交流協会に登録していただきますと、いろいろな情報発信ができます。それと災害時に、本人の登録カードを見て、どこにどういう方が住んでおられるのかが把握できますので、N I Aカードの人数を増やしていきたいと考えており、この指標を挙げております。

川本部会長           いかがでしょうか。

野上委員           ということは、交流事業数とかは、もう具体的に入れるつもりはないということですか。

川侯秘書・国際課長           当初は、国際交流デイとして、外国人市民の方と日本人市民の交流の場を設け、その参加者数を指標に挙げていたのですが、それは1日だけのイベントで余り人数が増えたり減ったりするものではないため、指標に適さないと判断した経過もございます。

川本部会長           よろしいでしょうか。 3のところについて。はい、どうぞ。

よつや委員           外国人の方といってもいろいろで、生まれたときから住んでおられて外国人登録をされている方や新しく大人になってから来られた方などいろいろおられます。特に昔から住んでおられ、小さいときから生まれ育った人たちへの政策について、私も多少はお世話になり、交渉の場に立ち会ったことがあります。いろいろと財政や予算にかかわる部分ではなかなか進みにくいところがあると思うのですが、この 3については、事業計画の中に何もありません。予算化していないというか、事業計画に具体的なものがないと思うのですが、この主な施策展開のところ、項目が(1)(2)(3)(4)とあって、(1)では語尾が「図ります」とか「努めます」

です。(2)では「促進します」、(3)が「努めます」とか「図ります」で、(4)が「図ります」とか「行います」です。「行います」は具体的に行うと思うのですが、働きかけを行いますだから、言葉だけでも働きかけになってしまう。結局、印象としては、余り予算はかかわらないのかなと思っています。

「図ります」とか「努めます」という言葉と「促進します」では、まず違いがあるのかどうかを説明していただきたいのと、それによって、具体的な政策、施策が実現できるのかどうかということ、というのはいわゆる在日の人たちが、市制の中で、日本国籍を持っている人たちと最終的に同じように扱われるべきだと思うからです。扱われるという言葉は非常に語弊がありますが、同じような施策、行政サービスを受けられるべきだと思うのです。その辺で具体的にどういう財政面、予算を組まれていくのかがわからないので、説明いただければと思います。

川本部会長            お願いします。

新本総合企画局担当理事            今のお話で、前段の「図ります」「努めます」がどう違うかということですが、基本的に違いはありません。基本計画、総合計画については10年間の計画と考えていますから、あくまで施策の方向性を示すため、そういう努めます、図りますという表現が多くなってきます。その方向の中で具体的にどれだけの事業量をするのかという話になると、これはこの間から説明させていただいている実施計画とか毎年の予算編成の中で、この基本的方向を受けてどれだけ予算化していくのかということになりますので、今の時点で向こう10年間の講座数を、今、20あるものを50にするのか、そういう具体的な施策の内容まではこの総合計画ではうたえないと我々は考えています。これまで三層構造の、基本構想があって基本計画があって、それを具体化する実施計画があるという説明をさせていただいているのがこういう観点での説明だにご理解いただきたいと思います。

よつや委員            毎年毎年の予算の中で、個別に交渉しないといけないということですね。

新本総合企画局担当理事          そういうことになります。

よつや委員          ここで今、議論していることは、何なのかということになりますよね。根本的に。

新本総合企画局担当理事          ここで審議いただくのは、施策を進める方向性としてこれでいいのかどうかというものです。こういう方向を入れないといけないのではないかというご意見があれば、そういうものを入れていくということですので、ある意味で、事業量を決める、ボリュームを決めるということはこの審議会としての諮問内容ではないということでございます。

よつや委員          だから、財政フレームの中で見ると、この部会に関する事業計画だけで言うと、非常に狭いですよね。もともとそういう分野なのでしょうが、そうすると言葉だけなら、もっと積極的に書き込んでくださいと言ってもいいわけですね。

新本総合企画局担当理事          もちろん先ほどのお話のように、そういうご意見があった上で、書き込めなければ書き込めない理由を市がちゃんと説明できれば別ですが、説明できなければそういう議論になっていくということが一つあります。

それと、第2章の最後のフレームのところ、いきがい・つながりにかわる予算が少ないというお話ですが、財政見通しのところで説明しましたように、市の予算では毎年実施していく事業を施策という言い方をします。

それ以外に、いわゆるハコモノの建設として、道路をつくるとか、建物をつくるという臨時的に出てくるものがあります。このようにまず大きく予算を分けて考えます。すでに取り組んでいる施策について、どのように歳出が伸びていくのかを考慮して計算したのがこの財政見通しの中の歳出です。例えば多文化共生社会に係る予算も、これから伸びていこうという前提で歳出を見込んでいるわけです。その歳出を用いた差し引きで、新しいハコモノをつくるとか、あるいは制度が大きく変わるような施策、医療制度とか保健制度など、そういうものに対応していける新たに使える財源として、862億を出してきているのです。従って、いま行っている多文化共生関係の事

業費については、歳出の伸びの中で一定の伸びを見ているということから、その範囲の中で具体的に予算化していくことになります。

川本部長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

小林副会長 今ちょうど国際交流等に来ていますが、きょうのお話の中で振り返ってみますと、男女共同参画、あるいは人権問題も絡めて、私が要望として申し上げたいのは、これらについてはどれも市長部局に担当部局があってしっかり取り組まれているが、実は、教育委員会でも大事な教育の施策として取り組んでいるのが現実です。だから、くれぐれも当局の取り組みと教育委員会の取り組みにぶれが出ないように、整合性をきちんと見詰めて取り組んでほしいということが1点です。

それからどれも対人間ということですが、やはり習慣も違い、あるいは宗教も違い、あるいは生き立ちも違う中で、それぞれの立場とか個性は認める。あるいは男女においては時として役割も認める。しかし、人権については平等であることをしっかりと踏まえていただきたいと思います。

ご意見いただいてもいいですし、要望として受けとめていただいても結構です。以上でございます。

川本部長 ご意見ございますか。

藤田総合企画局長 今、小林委員のおっしゃったことで、1点目の市全体として見れば、市長部局と教育委員会がそれぞれ役割を持ちながら、こういう事業、施策を進めていることはそのとおりでございます。おっしゃるように、お互いに連携しながら推進していくことには、これからも意を用いたいと思っております。

それから、2点目の問題につきましては、これはほかの委員さんからもいろいろとご意見やご要望等をいただいております。また、きょうこの場でお答えできていないものもありますので、少し時間をいただき整理した上で、お答えしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小林副会長 結構でございます。

川本部長 それでは、 4に行かせていただいでよろしいでしょうか。それでは、説明をお願いします。

田村総合計画担当グループ長 では、 4、平和施策の推進に入らせていただきます。

まず、現状と課題といたしましては、国際化が進展してますます多様化する国際社会の中で今なお世界のどこかで争いが続いている。平和の大切さを再認識し、平和を愛する社会をはぐくみ、築くことが求められているという状況のもと、本市といたしましては、三つ挙げております。

まず1点目としまして、昭和58年に兵庫県内でいち早く平和非核都市宣言を行ったこと。2点目は、平成8年にJR西宮駅南広場に平和モニュメントを設置し、14年には平和資料館を開設するなどの啓発活動に取り組んできたこと、3点目としましては、平和の尊さについて世代を越えて語り継ぎ、平和非核都市宣言に基づいて平和な社会の実現に努めることが必要であるとの課題を上げております。

それを受けた基本方針としましては、平和非核都市宣言の精神に基づき、日々変化する世界情勢など、時代の趨勢をとらえながら、平和意識を醸成していくための広報啓発活動や学習の場の提供を市民とともに推進しますとしております。

主要な施策展開としましては、3点挙げております。1点目として、平和非核意識の高揚でございます。ライフステージを通じて、戦争や平和について学ぶ機会を提供するとともに、啓発活動、啓発事業を推進していくということです。

2点目としましては、情報の収集と提供です。情報を収集するとともに、国内の他都市との連携、国際的な交流を通じた情報交換を図ること。また、あわせまして市民への情報提供に努めることを挙げております。

3点目として、平和資料館の充実です。資料の収集保存に努めるとともに、それらを活用した展示内容の充実や展示方法の工夫などの検討を進めていくということです。

市民一人ひとりの活動としましては、平和意識を高める。国際的な問題に関心を持

つ。の二つを挙げております。まちづくり指標としましては、平和関係事業、イベントの参加者数が1点目、2点目として、平和資料館の入場者数、3点目として啓発活動の参加団体の割合を挙げております。それぞれを上げていく方向で取り組んでいくこととし、平和関係事業イベントの参加者数を重点化するものとしております。

以上でございます。

川本部会長            ただいま市から 4、平和施策の推進についてご説明がございました。これにつきまして、ご意見、ご審議のほどよろしくお願いいたします。いかがでございますか。

野坂委員            質問ですが、平和資料館はどちらにありますか。場所です。

川侯秘書・国際課長            中央図書館はご存じでしょうか。香櫨園駅から夙川沿いにずっと南へおりた文化センターの中に平和資料館があります。1階の一番東の方です。郷土資料館と隣り合わせです。

野坂委員            そうだとすると、入場者数を増やすにはちょっと利便性が悪いと思います。中央図書館も車が置けないし、今は、どちらかということ西宮北口の図書館の方がとても便利がいいように思うのです。入場者数を増やすのであれば、移転することも考えられた方がいいのではないかと思います。場所がないですか。

川侯秘書・国際課長            場所がないのもありますが、一つには、今の中央図書館の中にあることで、平和資料館で資料を見て、学ばれたことを隣の中央図書館で調べ学習を深めていただくという両方の使い方ができるということで、今のところは、利便性は確かにおっしゃるとおりですが、学習の施設いう面から、今の立地がいいのではないかと思います。

野坂委員            入場者数のほとんどは小学生か中学生ですか。

川侯秘書・国際課長            機械的なカウンターで計っておりますので、具体的にどういう年代の方が来られているかという数字は把握できていません。中に感想を書いていただくノートを置いていますが、そういうノートに書く方は大人の方がほとん

どだと思います。でも、若い方も高齢者の方もたくさん来ていただいていますので、それほど偏った年代層がご利用というふうには私は考えておりません。もちろん、市内の小・中学校から先生が引率されて、平和学習に取り組んでおられますので、その一環で来ていただいていることもあります。

溝越委員 平和資料館は、平和資料館用の建物ですか。絵画とかをおさめるときは、ちょっと違った建て方もしていますが、平和資料館は、それ向きの建て方ではないのですか。

川俣秘書・国際課長 もともと会議室だったところに展示スペースを置いたというものです。

溝越委員 では、もし意匠を変えようと思ったら変えることに問題はないのですね。利便性の面からも大事なことですよね。

中井人権教育推進グループ長 変えることに問題がないことではありません。今現在、市民113名の方から1,538点ほど寄附していただいております。かなり傷んだ資料が多いわけですが、わりと小さな資料で、昔の通帳とか、服とかもあります。そういうものをそこへ展示し、解説をつけて、市民の方みずから、平和について考えていただけるような施設ということで設けておりますので、新たにそれを他の場所に移すことは今の段階では考えておりません。あくまでもその資料を見ながら戦争の悲惨さとか、どういうことがあったのかを考えていただき、今後二度と戦争が起こらない社会をつくっていくという気持ちを育てていただきたいというのが市の趣旨です。

溝越委員 だからこそ、たくさんの方に見ていただく必要があるのではないかと思います。

川本部会長 ちょっと不便なところですが、関心のある方はいかれています。

よつや委員 図書館とかに移動してもいいのかなと。北口の図書館のどこかでスペースを寄ってもらうとか、そういうことは無理ですか。

溝越委員 何か積極的ではないですね。もっとたくさんの方に知っていただく

のは、これからとても大事なことですよね。

よつや委員           アクタ西宮に移るとかはだめですか。

小林副会長           ちょっと質問していいですか。平和資料館があるところを、私は知っていますし、図書館と併設されていることもよく知っています。あその場所が、適切かどうかは絶えず頭にありますが、いらっしゃった参加人数は、目標にくらべてもそれほど悪くないと思います。ただ、一つお聞きしたいのは、この人数には学校教育の中で先生が引率して連れてきた人数も入っているのかということです。

それから、併設であれば当然ですが、いつも出る話は駐車場がないということです。そういう意味では、致命的な機能の欠陥ですよ。それをどういうふうに考えるのか。さらにちょっと大きな問題として考えた場合、市民が行きやすい場所として、あそこが適切かどうかを検討しなければいけないことではないかと思います。

そのお答えは、ここですぐにはいただけないだろうと思いますが、多くの市民がそういうことを考えているということは受けとめているのでしょうかと、これにはお答えいただきたいと思います。

溝越委員           もう一つ、人口50万になろうかとする西宮市にあって、目標値がこれでいいのですかということです。わずか1万7,000人ぐらいでたくさん来たとはとても思えないです。しかも目標が2万人でいいのでしょうか。平和ってとても大事ですよ。大事なことをこれから伝えていくという上でも、もちろん先輩の方々からお話もあるでしょうが、資料館はとても大事な施設で、現物を見ながら、いろいろなことが語られる場ですよ。もし関連する本が要るなら、近くに本を用意すればいいことではないかと思いますが、本当に、もうちょっと皆が行きやすい場所を考えていただけないかと思います。

川本部会長           お時間が一応3時半ですが、この間、お約束しましたように、30分から1時間の延長をしてもよろしいでしょうかということで、皆さんにご了解をいただいておりますので、今のご質問にお答えしていただきたいと思います。ちょっ

と延長させていただきますので、よろしく申し上げます。

藤田総合企画局長           今、小林委員の方から3点のご質問がありました。まず1点目の学校授業の一環として平和資料館へ行った場合の人数がカウントされているかどうかは、先ほども申しておりますが、入り口にセンサーがあり、そこを通ると一人ずつカウントする方法で人数カウントしております。そういったことから小学生が入ったのか、あるいは大人の方が入ったのかが少しわからない状況になっております。

そういうことから、この1万7,000人の中には学校授業として行かれた子供たち、児童の数は入っております。

それから、駐車場の問題は平和資料館だけの問題ではなく、併設しております図書館でありますとか、郷土資料館などを含めた全体の問題です。あそこの施設ができて約20年余り経過するわけですが、当初の施設建設時の設計思想というか、その辺の考え方がどうであったのか。こういう車社会になってきており、そういったことをよく感じますし、また利用される方からも駐車場の問題については、日々お話もお聞きしております。

そういった中で、これは焼け石に水みたいな話になるのかもわかりませんが、実は、あそこの教育文化センターの駐車場は、夙川から西へ行きましたら、大谷記念美術館があり、その前にも少しですが駐車場があります。その駐車場ももちろんご利用いただけるところですが、歩いて5～6分かかりますので、利便性からは、隣接していないためなかなか先ほど申しました焼け石に水みたいな話になると思っております。

ただ、それなら隣接するところで駐車場用地等が確保できるのかは、周辺の状況を見ますと、なかなか現実問題としては難しいと思わざるを得ないということで、これまで経過してきたところでございます。

そして3点目の、今の場所がこういった施設の適切な立地場所なのかどうかについては、なかなかすぐにお答えが出せないと思っております。ただ、こういった総合計画の審議会の場で委員の皆さん方からそういう問題提起、ご意見が出たということに

つきましては、受けとめさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

川本部会長            よろしいでしょうか。ほかに。3時半までとおっしゃっていただいたので、どうもありがとうございました。

( 仲野委員退出 )

溝越委員            私は、図書館で困っていません。芦屋に行きますから。駐車場もちゃんとあります。有料ですけどね。置くところがあれば、有料でもいいのです。

川本部会長            4の平和施策の推進について、何かご意見、ご質問はございませんか。

よつや委員            確認です。これはまた3次のとときの比較ですが、ほとんど前と変わらない内容と考えていいのですかね。目新しいことはないと考えていいのですか。改めて平和施策について推進する何か新しいものはないと考えていいのですか。これからも今までのことをずっと推進していくということですか。

川侯秘書・国際課長            やはり啓発が大事だと考えております。人の心の中に起きるもので、不安を取り除かなければならないということがございます。やはり戦争に関しては、ずっと啓発を続けていくことが市としての役目ではないかと考えておりますので、この啓発に関しては大きく変わりません。

溝越委員            ちょっと消極的ですね。

川本部会長            それでは、4はよろしいでしょうか。次の5に進ませていただいてもよろしいでしょうか。では、5、市民活動の支援について、市のご説明よろしくをお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長            では、5、市民活動の支援に入らせていただきます。まず、現状と課題としましては、行政と市民の適正な役割分担に基づいた参画と協働によるまちづくりを進めていく必要がある。そういう状況のもと、現状と課題に、本市として5点挙げております。

まず、1点目は、社会福祉協議会のボランティアセンターに多数のボランティアが

ループや個人の活動希望者が登録されているといった現状です。

また、2点目としまして、NPO法人数が県下で神戸市に次いで2番目の法人数となっている現状について記述しております。

3点目は、少子・高齢化や核家族化の進行、市民意識の多様化などによりコミュニティの重要性が改めて問われているという状況について記述しております。

そして、4点目に、若い世代の活動を支援するため、人材の育成やコーディネート機能の向上を図っていく必要がある。それとともに、定年退職を迎える人々について、これまでの豊富な経験や多様な能力を地域で発揮していただくことが求められているという課題を書いております。

また、5点目には、地域団体やボランティア、NPO法人等の活動拠点となります市民交流センターでありますとか、地区市民館等を活用して人々が交流を図れるよう取り組む必要があるという課題について記述しています。

この現状と課題を踏まえた基本方針につきましては、行政と地域のこれまでの関係を協働の視点から再構築して、自主的な市民活動が持続発展的に展開されるよう、支援体制づくりに努めます。また、地区市民館などのコミュニティ活動の拠点となる既存施設の有効活用に努めますとしております。

主要な施策展開といたしましては、5点を上げております。1点目に、コミュニティ意識の高揚としまして、地域のコミュニティ意識の高揚を図ってまいります。

2点目として、コミュニティ活動の支援です。地域コミュニティづくりの推進でありますとか、コミュニティの構築のための組織運営の活発化への支援、各種団体への支援を推進していくこと。それとともに、コミュニティ活動の拠点となります地区市民館等につきまして、防災面も配慮し、施設の維持管理を行っていくということにつきまして記述しております。

3点目として、ボランティア、NPO等活動の推進でございます。こちらにつきましては、ボランティア、NPO法人等の団体につきまして、拠点機能の強化を図ると

ともに、NPO団体等への支援を推進してまいります。

4点目として、人材の育成でございます。活動の中心となりますリーダーの育成や発掘に努めてまいります。

5点目として、コーディネート機能の構築ということで、コーディネート機能の構築を図ってまいりますという5点を施策展開として挙げております。

市民一人ひとりの活動としましては、地域コミュニティ等への関心を高め、市民活動へ参画するということを挙げております。まちづくり指標は、1点目に、市民交流センターの利用率、2点目が地区市民館の利用率、3点目が共同利用施設の利用率を挙げております。このうち、市民交流センターの利用率を重点化してまいります。

また、申しわけありませんが、ここで訂正がございます。左のページ、現状と課題に上げておりますグラフのところ、地区市民館利用率の推移でございますが、こちらの18年度の数字が右のまちづくり指標のところに18年度の現状値として書かせていただいている23.3が正しく、グラフが25まで行っておりますが、23.3が正しいということで、最終的には差しかえいたしますが、今はご訂正をお願いします。

説明につきましては、以上でございます。

川本部会長            ただいま    5の市民活動の支援についてご説明がございました。また、ご意見、ご質問よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

野上委員            まちづくり指標の中に、この指標の考え方が記述されてはいますが、センターとか市民館とかの利用率だけでいいのでしょうか。それが目的ではなくて、例えばボランティアの方が活動できる場所があることとか、もっと登録者数が増えればいいということが入ればいいのではないかと思います。利用率が上がるだけが目的ではないような気がするのですが、どうでしょうか。

小網市民総括室長            おっしゃるとおり、ここに掲げているものは施設の利用率だけの関係にとどめております。実際は、おっしゃったようにボランティア活動をされている人数を上げる、あるいはいろんな自治会活動や自治会以外のいろんな活動もあ

りますが、そういう活動をされている従事者数を上げられれば一番いいのですが、そういう活動の従事者数は把握がなかなか難しいことがあります。また、ボランティアに関しては、社会福祉協議会が地区ボランティアセンターで行っておられる活動もございまして、それ以外のいろんな場でもボランティア活動が行われています。現状で、そういう集計ができていないのが事実でございますので、今把握ができて、数値化できたものがこういう指標になったという経過でございます。

川本部会長           いかがでしょうか。

野上委員           それができればいいなということと、私はボランティア団体数では人数がわからないと思います。団体の規模が小さければ3人かもしれないし、もしかしたら100人かもしれないので、市民としては自分も参加したいという気持ちになるためにはボランティア団体数とあと参加人数がどのぐらいいるのか、全市民の中で何%の方が参加しているのか、じゃあ、私は参加していない方に入っているので、参加しなければという気持ちになるのではと思うのです。そういう意味から啓発も兼ねた具体的な数が出ればいいと思います。

小網市民総括室長       ちなみに社協の地区ボランティアセンターに登録されている方が300人を越えたと思います。それとは別に、社協の本部ボランティアセンターに個人登録されている方は600弱、500数十人です。それ以外にグループで活動されているのが80グループほどあります。今後、我々としては施策展開の中に挙げておりますが、市民交流センターを平成14年に設置し、そこをNPO、あるいはボランティアグループの拠点として利用していただいておりますが、従前は、市の直営ということで、ほとんど貸館的な業務しか行っていませんでした。本来そうではないだろうということと、指定管理者制度の導入ということがあり、19年度から指定管理者制度を初めて導入させていただき、今後は市民交流センターを活用して、こういうことも徐々に推進していきたいという思いを持っております。しかしながら、今の時点では、なかなか我々が当初思っていたように回っていないのが現状です。

川本部長 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

溝越委員 人材の育成ということですが、地域社会における活動の中心となるリーダーの育成とか、発掘はどういう形でされるおつもりでしょうか。

小網市民総括室長 難しいご質問ですが、人を育てるというのは、なかなか口で、理屈で説明して育つのかということもございます。正直言って、今のいろいろな活動団体も活発に活動されていますが、高齢化が進み、なかなか次の代の方が出てこないという地域も聞いております。結局、若い世代の方、私も団塊の世代ですが、そういうリタイアしたあの方をいかに地域活動に入っていくのが課題です。強制的に入ってくださいと言っても続かない。その辺をどういう形で、言葉はちょっと俗ですが、地域デビューをいかに促していくのか、今後は具体的に考えていかなければならないと考えています。ただ今の時点で、こうすれば、ああすればという行政だけがどうこう言うことではできませんので、やはり地域の方といろいろな話し合いをする中で、工夫していかざるを得ないというのが正直なところです。

溝越委員 では、これは言葉だけみたいな感じですね。具体的に何もないのでですね。

小網市民総括室長 正直言って、そうおっしゃられると困りますが、コミュニティに行政がどこまでかかわるべきかという問題もあります。それは非常に難しい問題です。

溝越委員 だから人材の育成は、行政だけでできるものではなく、行政が地域とどうかわかって、人材を発掘していくのか、または育てていくのかがなければ、本当に言葉だけになりますよね。

小網市民総括室長 実際、今考えているのは、先ほど申しましたように言葉といますか、話だけでできるのかということはあるんですが、やはりいろいろな講座なりを開いていくのか、行政が地域に入って話し合いをするのかということもあります。

八木(考)委員 テレビで放映していた。自治会長のなり手がないとのことで

す。声かけした場合、どうやって逃れるかばかりのようです。有名会社や大企業に勤めていた人は70歳まで働きます。だから団塊の世代も再就職したりしてやめない人がかなりいるのではないかと。回覧板を回すなどちょっとしたことが自治会長の仕事だったけど、今はいろんなことをやっています。私のやっているような軽い仕事でも自由になる時間が1週間以上ない。日がないのです。この夏休みこそは田舎に帰って畑でも耕そうかなと思ったら、この会があるでしょう。しかも盆の前後に日程が入っているわけです。大体盆の前後2週間や3週間は日本の伝統として休ませてもらいたい。総理大臣も市長もゆっくり休んでもらいたいと思います。

そういうのが、ずっと1年間続くわけです。なり手がありません。だから私の今の目標は、早くやめることです。次に政権を譲らないと、大変なことなのです。だからそういうことをしなかったら、何十年も同じ人が同じ仕事をしているのです。これが今の実態ではないかと思っています。

次の公民館のところで申し上げようと思っていたのですが、いまここで言います。情報をたくさんいただくのですが、こちらから配る手だてがありません。その原因は印刷機がないのです。コピー機はあります。公民館に輪転機がないのです。1,000枚配りたいと思ったらどうするのか。きょうあった会議のことを早く流したいと思っても、流しようがないのです。学校に行って校長先生に、「済みませんちょっと貸してください。紙は用意しますので」といって刷らせてもらうのです。学校を使うのは嫌なのです。敷居が高いですから。

だから、せめて公民館に自由に使える輪転機を置いてもらって、楽にどの団体も自由に使えるようにしなかったら、会議をしたことが末端まで伝わらないのです。紙さえ持っていったらいつでも使える、今、100万円出したらいいのがあります。自分たちのオリジナルの会議で1カ月や2カ月たってから話しても、あれは何の会議だったかなとなってしまふ。記憶にないのです。上から情報がどんどん来ますが、印刷して配ることができない。印刷屋さんに出すのは年間1回の礼状で、それもお金を節約す

るためにやめたいのです。印刷する上でも、実にささいなことまで工夫をして、大変悩んでいるわけです。

小網市民総括室長        今、おっしゃられたことは確かにいろんな団体からよく聞きます。なかなか手がいない。ひとつもやめられないという話を聞きます。その中で、ここでも少し触れていますが、コミュニティ協会というものがあります。コミュニティ協会は「宮っ子」だけのように理解されている方もいらっしゃいますが、いろいろな活動をされています。現在、コミュニティ協会の方でもやはり世話役をされている方が高齢化している地域もございますので、協会内部の中で活性化について議論していただいております。

どういうふうに活性化するのかについては、我々市も事務局の中に入れていただき、コミュニティ協会の委員会の中でいろいろ議論をしています。まずは意識改革が必要ではないか、あるいは地域でもっと人材を発掘しなければならないという議論をしております。

それと、団塊世代でノウハウ、経験をお持ちの方にどうやって活躍していただくかについても、まだこれは確定したわけではありませんが、今後そういう団塊世代の方のみならず、今後リタイアされる方は毎年出てきますから、そういう方に何らかの形で地域活動にかかわっていただけるような講座とか情報発信をしていきたいという思いは持っております。

溝越委員        それは男性だけではなく、女性もそうです。私も婦人会で活動していますが、地域から出てきてくださる方も高齢化していますし、次の人材をとっても本当に厳しい面があります。

小網市民総括室長        最初の方で女性がどうこうというお話がありましたが、地域の中で、かなり女性の方は活動されています。長になるのは男性の方が多いという問題はありますけども。

溝越委員        もちろん、さっきおっしゃった役割分担もいろいろあるのですが、

本当にかけずり回って必死の思いでいろんな苦勞をしているのは女性です。ですから、それは皆さんに喜んでいただくためという思いで活動していただいています。この辺の人材不足は本当に切実なものがあります。現場としては、もうちょっと具体的なことを期待したいのです。

福島市民局長 　　少し説明させていただきます。この計画そのものは10カ年計画ですから、来年、再来年だけでどうこうという問題ではありません。先ほどおっしゃったように団塊の世代は60歳になったら即やめるというものではありません。五月雨式に徐々にやめていく形、再就職しながらやめていく形になると思います。

先ほども室長が申しましたように、人づくりは極めて難しく、息の長い活動が要ります。そのために、今回、団塊の世代の対策基本方針を策定いたしました。それに基づいて取り組みますが、これには予算が伴うため室長も言葉を濁していましたが、我々のイメージは、いわゆる団塊世代に対するコーディネート機能を充実するということです。例えば自治会の実態を把握するとか、あるいはさまざまな情報提供、もちろん自治活動もあれば、余暇や仕事などのさまざまな生きがい対策があるかと思いません。

その中の一つとして、社会貢献の自治会活動等があるかと思えます。そういう自治会活動についてコーディネートする人がまず実態を把握するという。今おっしゃるように、どういう業務があるのか。あるいはその方としてどういうお手伝いができるのかとか、入っていけば徐々に仕事が増えるのはわかり切ったことですが、まずきっかけづくりのために、コーディネートする方が単に情報だけで物をしゃべるのではなく、実際に自治会等に行っていただき、いろいろなお話を聞く中でご指導していただきたいと考えております。

しかしそうすると予算が絡んでまいりますので、今は、そういう方向で我々は考えているということしか述べられませんが、何とか団塊の世代の方々が地域に戻って、地域活動に精力的に頑張ってもらえればと強く願っています。単なる言葉の遊びだ

けで書いているつもりはございませんので、それだけお含みいただきたいと思います。

よつや委員           一つだけ、私もこの市民交流センターは何度も利用させていただいているのでよく知っています。ここを拠点にするということですが、あそこは今、指定管理者の方が団体で運営されていますし、建物に関して非常に問題があると思うのです。要するに障害者の方とか、高齢者の方が非常に使いにくいとおっしゃっています。だから、この利用率の目標値を60%に上げるというのは、非常に難しいのではないかと個人的に思います。だから拠点が市民交流センターしかないのかということです。ほかにもっと適切ないい場所があればということです。例えば、先ほどおっしゃっていた西宮浜だともっと不便になってしまいますが、とにかく市民交流センターでは車いすの方が利用できないということです。エレベーターがないので2階に上がれないし、3階まで上がるのもちょっと階段が急で、私の知り合いの70歳前後の方は皆さんしんどいとおっしゃっています。そういうことで、本当にNPOを支えようというボランティアの高齢者の方とかが使いにくいのではないか、ここを拠点にするのは施設としてはいいと思いますが、先ほどのお話にあった印刷機とか、コピー機とかもあり、だれでも使えるので、例えば学生さんなどは使いやすいのしょうけども、すべての人が利用しやすいという点でどうなのかが要望というか意見です。

小網市民総括室長           今のお話ですが、現在、市民交流センターはエレベーター設置に向けて進んでおります。今の予定では21年度完了ですが、これも予算の議決が通ればという前提です。エレベーターを設置するためには、あの建物はもともと建築年次が古く、耐震工事をしなければならないということで、耐震診断等を既に終えております。来年度に耐震工事及びエレベーターの設置工事をしたい。ただ、工事に着手すると、工事期間中はお部屋を使うわけにはまいりません。かなり音が出ますので、閉館、休館という話も出てまいります。

よつや委員           ありがとうございます。

藤田委員           施策展開の1番コミュニティ意識の高揚というところに「宮っ子」

のことが載っております。随分とコミュニティ意識の高揚のために宮っ子が貢献しています。本当に全国でも珍しく市民ボランティアで取材から編集までおこない、すばらしいコミュニティづくりに大きな貢献をしていましたが、10回の発行が8回になり、今は6回です。その結果、何か編集意識もだんだん変わってきていますし、西宮コミュニティ協会自体も大きな変革期に来ており、変えていかなければならないということになっています。この10年間の施策に地域情報誌「宮っ子」を一番に掲げてありますが、これでいいのかなと、だんだんと版が大きくなって、字が大きくなりましたが、前の方がよかったという方もいらっしゃるし、毎月出ないので、情報もだんだんおくれがちになっています。ちょっと宮っ子がコミュニティ意識の高揚につながるのかなと、1番最初に挙げてくださっているのはありがたいが、これからの10年はどうなるのかなという不安を持っています。

川本部会長            時間ですが、前のお約束では30分延長してもいいということになっておりましたが、ここで終わるか、それともあと30分延長してもよいか、いかがでしょうか。    5まで進んでいますのでこのまま進めさせていただきます。ではどうぞ。

藤田委員            宮っ子という情報誌の任務が終わったという意識を持っていらっしゃることもあります。宮っ子が地域の情報誌として市民の手でつくられ、本当に全国でも貴重だったものが、ここで衰退していくような気がしております。印刷費とかの財政難や文字離れもあるのですが、何か宮っ子の情報誌としての任務が終わったというような意識が出ていますので、市としてはこれから10年間の施策に、これを入れられるという認識はどういうことでしょうか。

川本部会長            いかがでしょうか。

小網市民総括室長            宮っ子は、おっしゃったとおり、毎月から2カ月に1回の発行になり、紙ベースですからタイムリーな情報が遅れることも現実にございます。しかしながら、市民意識調査の結果からは、やはり宮っ子に期待される部分は大きいと、我々は評価しています。宮っ子という情報誌の成果物だけで判断していいのかど

うか。理屈は矛盾する話になるかも知れませんが、そういう情報誌を作成する中で、地域で様々な方がコミュニケーションを図り、いろんな活動にかかわり、そういう中でコミュニティが成り立つというプロセスも我々は大事だと思っております。

だから、今後10年間、将来は今のはやりのインターネット云々に成りかわっていくかもしれませんが、ただ意識調査を見る限りでは、やはり紙ベースも非常に皆さん方、望んでおられる部分がありますので、我々としても宮っ子は大事にしたいと思っております。

藤田委員            ありがとうございました。

川本部会長           ほかに、いかがでしょうか。

谷垣委員            ちょっと文章的に、現状と課題のところの下から3行目ですが、「地域で発揮していただく」は、言葉ではよく「いただく」と言いますが、ちょっと読んでいて違和感を受けます。例えば、「発揮していくことが求められています」でいいのではないですか。

小網市民総括室長       整理させていただきます。

川本部会長            考えてくださるそうです。ほかございませんでしょうか。どうぞ。

野坂委員            右のページのコーディネート機能の構築のところですが、これはボランティア活動希望者と支援等を受けたい方とのコーディネート機能の構築を図りますとしか書いておられないのですが、希望的には、例えば、自治会や公民館を利用する人々、推進委員会という方たちの団体とか、その館を中心とした周りの地域のいろいろな諸団体すべての方へのコーディネートサポートも入れていただけたらと思います。

川本部会長            いかがでしょうか。

小網市民総括室長       おっしゃっている意図は理解しますが、いろんな活動の場がございます。それを1つの施策ですべてカバーするのはなかなか難しい問題があります。例えば公民館であれば、6に出てきますので、それぞれの施策の中でどうし

ていくのかということが必要ではないかと考えます。

野坂委員            お願いしたいのは、いろんな団体でやっていることが少しずつ重複するところがあるので、そういう交通整理をしていただけたらいいところがあれば、そこではなしに、ここが詳しいよということが言えて便利だと思うからです。

小網市民総括室長            そういう趣旨であれば、コーディネートというより、情報提供になります。例えばボランティア活動しか私のところはしていませんので、そのお話は聞けませんというようなことはいたしません。それについてはここでこういうことを聞けば、おわかりいただけだと思いますというお話をさせていただくということです。

川本部会長            よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

羽田委員            芸術文化の振興のところでお話をさせていただこうかなと思っておりましたが、今、宮っ子の話が出ていますので、意見を申し上げたいと思います。むしろ地域情報誌の宮っ子をできるだけ活用し、もう少し攻めの広報誌として活用できないかと思っています。ご承知だと思いますが、公民館等へ行かれたら、物すごい数のプリントが並んでおります。中央公民館ですと、それぞれのイベントのプリントがたくさん並んでいて、それがたくさんありすぎて見たくないと思うぐらいです。そういうのを見て、それを持って帰られるという方もあるとは思いますが、ほとんどは残って破棄されている状況です。だから、宮っ子が2カ月に1回の発行だとしたら、2カ月後に見られる情報があって、その情報を届けてもらえば、幾らでも掲載しますというような活用をしていただくと、我々はいつでも届け出しますので、市民への広報活動が比較的活発になるのではないかと思います。

我々も芸術関係のイベントをいろいろ開催していますが、広報面にたいへん苦労しています。幾ら出しても、今の時代はおもしろいことをすることが非常に多いので、なかなか我々の芸術の方に目を向けてもらえない。子供たちに来てもらえないという状況があります。

したがって、とても苦勞して広報していますが、そういう意味で、せっかくの宮っ子なので、もう少し攻めるような活用の仕方を今後考えていただけたら大変ありがたいと思っています。

小網市民総括室長 羽田委員さんがおっしゃっているように、公共施設でいろいろなチラシを置いていますが、チラシがチラシに埋もれてしまい、なかなか目につかないというのも現状です。一方、宮っ子は紙面に限りがあり、すべてが載せられないという思いもあります。宮っ子にはお知らせ欄がありますので、そこでいろいろなイベントの情報を載せていただいておりますが、知っている方、知らない方がおありかもわかりません。その辺はまた工夫していかなければならないと感じます。

川本部会長 そのようです。いかがでしょうか。 5の市民活動の支援について、何かございませんでしょうか。

それでは、前にお約束した30分から1時間延長するという時間も近づいてまいりましたので、これできょうの各論No.1から5までの審議を終了させていただきたいと思います。

次回の予定について、事務局の方からよろしく願います。

田村総合計画担当グループ長 長時間ありがとうございました。それでは、次回は、1週飛びまして、8月19日火曜日、午後1時半から、場所はこの同じ場所でございます。予定は、6生涯学習の支援から9スポーツ・レクリエーション活動の推進までをご審議いただく予定にしております。

以上でございます。

羽田委員 次回までに、資料を請求させてもらっていいですか。この芸術文化の振興の中にあります市展の人数はわかっているのですが、年代別の人数がちょうどいできればと思っています。平成14年から19年までの総数はわかっていますが、年代別と市外から応募している人、市内から応募している人の人数をちょうどいしたいと思います。それから、三つ目ですが部門別の増減について、洋画、日本画という部門

で、どのように増減しているのかが資料としてちょうだいできるようならお願いしたいと思います。

川本部会長           いかがでしょうか。

田村総合計画担当グループ長           調べさせていただき、できる範囲でご用意させていただきます。

川本部会長           よろしいでしょうか。

それでは、これで終わらせていただきます。

きょうは長時間にわたり、どうもありがとうございました。

( 終    了 )